

岩手県告示第394号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項及び第7条の2第1項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。

令和7年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定確認検査機関の名称及び住所

- (1) 名称 一般財団法人岩手県建築住宅センター
- (2) 住所 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号（いわて県民情報交流センター2階）

2 指定区分 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号から第2号の2まで、第9号、第10号、第13号及び第14号に掲げる区分

3 業務区域 岩手県全域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

- (1) 盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号（いわて県民情報交流センター2階）
- (2) 奥州市水沢西町2番31号 メゾンノワール101号